

不法侵入盗被害見舞金規程

(見舞金の概要)

第1条 株式会社 Secual(以下「当社」とします。)は、当社対象サービス利用のお客様(以下「利用者様」とします。)がサービス利用期間内において、不法侵入の被害(以下、「不法侵入被害」といいます)に遭われた場合に、利用者様に対して見舞金を給付いたします。

(用語の定義)

第2条 本規程において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

(1)「当社対象サービス」

以下のものをいいます。

・Secual スマートセキュリティサービス

(2)「対象期間」

当社対象サービス加入期間

(3)「不法侵入」

刑法 130 条前段に規定される住居等侵入に該当する行為

(見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、以下のとおりとします。

「不法侵入被害見舞金」

第4条 第三者による不法侵入被害に遭った場合に一律 3 万円の見舞金を給付いたします。

(見舞金をお支払いしない場合)

第5条 次の各号の事由によって生じた不法侵入被害等に対しては見舞金を給付しません。

- ① 利用者様の故意、重大な過失、犯罪行為(過失犯を除きます。)または闘争行為
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 当社対象サービスを利用している場所以外で起きた不法侵入被害
- ⑧ 本規定及び本見舞金の趣旨・目的に反する事由
- ⑨ その他見舞金の給付が適切ではないと判断される事由

(書類の提出)

第6条 利用者様が本規程の定めるところに従って見舞金の給付を請求されるときは、以下に定める所定の書類に必要事項を記入して、当社にご提出いただくものとします。当社の定める手続きに従わない場合、その理由にかかわらず、当社は、見舞金の給付を行いません。

・当社の定める事故報告書(不法侵入発生日時・場所・被害状況等に関する情報、警察への被害届受理番号を含む)、不法侵入発生場所に利用者様の住居や事業所等が所在することを証する書類の写し(個人の場合は運転免許証等)

(他の補償制度との関係)

第7条 本規程による見舞金の給付は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

(2016年11月7日作成)

以上